

沖繩第八一號

昭和二十三年九月廿日

沖繩縣知事代理

福岡縣總務部長

引揚援護廳

復員局長

殿

沖繩出身元陸軍々人軍屬並に其遺家族への  
諸給與交付に關する件につき副申

首題の件に關し財團法人沖繩財團が一括代理受領方を願出て居りま  
すが右財團は曩に本職並に沖繩關係代表の協議の結果組織され沖繩  
關係の公私有財産に係る債權の取立管理並に交付等を任務とするも

陸軍

ので其の組織運営並に理事者に對しては十分の信頼を持つて居ります  
す沖繩縣人の現況に鑑み財團をして貴局關係の諸給與金を一括受領  
せしめうる様御高配相成度右副申叙します

陸軍